

須網隆夫〔編〕

網谷龍介／飯考行／泉徳治／岩切大地／ディミトリ・V／大坂恵里／
興津征雄／四宮啓／馬場健一／平山真理／山元一／豊秀一／米田憲市

平成司法改革 の研究

理論なき改革は
いかに挫折したのか

令和のシン・司法改革のために――

司法制度改革審議会の最終意見書から20年。平成期の司法制度改革は、どのように始まり、何をめざしていたのか。法曹人口増、法科大学院、裁判員制度などの諸改革が、うまく行かなかったのはなぜか。実定法学、基礎法学、政治学等、多彩な分野の研究者やジャーナリスト、実務家が結集。「失敗の原因」を探り、それを踏まえて新たな改革提言を行う。

2022年9月27日発売

A5上製 384頁

定価＝本体4,500円＋税

ISBN978-4-00-024728-3 C3032

〒101-8002 千代田区一ツ橋 2-5-5

TEL 03-5210-4000 (代表)

website <https://www.iwanami.co.jp/>

岩波書店



第Ⅰ部 司法改革とは何か

第1章 司法制度改革の源流を考える——関係者の取材から 豊 秀一(朝日新聞編集委員)

第2章 平成の司法改革をもたらしたもの 飯 考行(専修大学法学部教授)
——司法制度改革審議会前後の経過と社会を視野に入れて——

第Ⅱ部 司法制度改革の総論的検討

第3章 制度改革の理論とは何か——審議会に欠けていた改革の理論 須網隆夫

第4章 司法制度改革と憲法学 山元 一(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

第5章 比較司法政治から見た平成司法改革と日本の最高裁判所 網谷龍介(津田塾大学学芸学部教授)
——最高裁判所裁判官の選考制度に注目して——

第6章 平成司法制度改革の起源 ディミトリ・ヴァンオーヴェルベーク(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
——刑事司法制度への国民参加に焦点を当てて——

第Ⅲ部 改革は何を達成し、何を実現しなかったか

第7章 弁護士の収入減と裁判所事件数の低迷について 馬場健一(神戸大学大学院法学研究科教授)
——見落とされている観点から——

第8章 原発事故賠償に見る民事司法制度 大坂恵里(東洋大学法学部教授)

第9章 司法制度改革と行政訴訟 興津征雄(神戸大学大学院法学研究科教授)

第10章 司法制度改革の司法権論と違憲審査制の国民的基盤 岩切大地(立正大学法学部教授)

第11章 「人的基盤」としての法曹人口 米田憲市(鹿児島大学司法政策教育研究センター教授)
——ゆがんだ「法の支配」への道——

第12章 「理論」も「実務」も置き忘れた法曹養成——臨床法学教育を鍵とする再生を目指して 米田憲市

第13章 「法の支配」と司法への国民参加 四宮 啓(國學院大学法学部教授、弁護士)

第14章 かくして裁判員制度は始まった 平山真理(白鷗大学法学部教授)
——しかし、欠けていたのは何か? 被告人の視点、被害者の視点、そしてジェンダーの視点——

第Ⅳ部 令和の司法制度改革のために

第15章 「人」に頼るより「制度」の改革 泉 徳治(弁護士)

第16章 提言「令和司法改革のために」 令和司法改革研究会

おわりに

平成の司法制度改革を部分的に総括した業績はないわけではないが、本書は、現時点では、平成司法改革を包括的に総括した唯一の成果であるだろう。考えてみれば、おかしな話である。司法改革は、20年前、法曹界だけでなく、市民社会を含む日本社会全体を巻き込んで行われた大改革であった。したがって、その成果を検討し、それを評価し、そこから将来の教訓を見出す作業は不可欠なはずである。しかし、改革の当事者であった、政府、特に法務省・文科省、裁判所、弁護士会、どこでもそのような作業が行われた形跡はない。内部では行われたのかもしれないが、少なくともその結果は外部には公表されていない。議論の一翼を担っていた学界の状況も同様である。司法改革が、言わばやりっぱなしの改革として放置されているように見えること自体、大きな問題であると思われる。本書の出版を契機に、様々な場所で、多くの人々により、平成司法改革を評価する作業が始まることを期待する。そこでは、ぜひ本書の主張を批判的に検討して頂きたい。本書の各論文は、概ね改革の成果に否定的であるが、改革の成果を不当に貶めているとの批判も当然にあり得るであろう。そのような見解もぜひお聞かせ願いたいものである。私たちの評価が誤っているのであれば、それを正すことに吝かではない。

本書は、「理論なき改革はいかに挫折したのか」を副題とした。この見方には、当然反論がある。しかしそうであれば問いたい。私たちは、制度改革のためにどのような理論を持っていたのだろうか。制度改革のための理論とは、あるべき制度像を明示するための理論ではなく、ある制度を別の制度に移行させるための理論である。そのような理論は、平成司法改革当時はもちろん、現在もお明瞭にはなっていない。